令和７年

第１回（３月）河合町議会定例会議案

令和　７年　３月　５日

河　　合　　町

付　　議　　事　　件

議案第１号　令和６年度河合町一般会計補正予算について

議案第２号　令和６年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について

議案第３号　令和６年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について

議案第４号　令和６年度河合町水道事業会計補正予算について

議案第５号　令和６年度河合町下水道事業会計補正予算について

議案第６号　令和７年度河合町一般会計予算について（別冊）

議案第７号　令和７年度河合町国民健康保険特別会計予算について（別冊）

議案第８号　令和７年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について（別冊）

議案第９号　令和７年度河合町介護保険特別会計予算について（別冊）

議案第１０号　令和７年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算について（別冊）

議案第１１号　令和７年度河合町下水道事業会計予算について（別冊）

議案第１２号　情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第１３号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第１４号　職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第１５号　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第１６号　特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議案第１７号　河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

議案第１８号　河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第１９号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第２０号　河合町国民健康保険税条例の一部改正について

議案第２１号　河合町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第２２号　河合町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第２３号　河合町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

議案第２４号　河合町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第２５号　河合町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第２６号　河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議案第２７号　河合町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

議案第２８号　河合町水道事業の設置等に関する条例の廃止について

議案第２９号　奈良県広域水道企業団設立準備協議会の廃止に関する協議について

議案第３０号　工事の請負契約について

議案第３１号　河合町道路線の廃止について

議案第３２号　河合町総合計画を定めることについて（別冊）

承認第１号　専決処分の承認を求めることについて
（令和６年度河合町一般会計補正予算）

同意第１号　政治倫理審査会委員の選任について

同意第２号　政治倫理審査会委員の選任について

同意第３号　政治倫理審査会委員の選任について

同意第４号　政治倫理審査会委員の選任について

同 意 第 5 号　政治倫理審査会委員の選任について

同 意 第 6 号　政治倫理審査会委員の選任について

同 意 第 7 号　政治倫理審査会委員の選任について

議 案 第 1 号

令 和 6 年 度

河 合 町 一 般 会 計 補 正 予 算

（ 第 8 号 ）

河　　合　　町

令和６年度河合町一般会計補正予算（第８号）

令和６年度河合町の一般会計補正予算（第８号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ ５８，４０３千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ ９，７５１，８２７千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　繰越明許費の追加は、「第２表　繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の変更は、「第３表　地方債補正」による。

令和　７年　３月　５日　提出

河合町長　　森　　川　　喜　　之

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
		千円	千円	千円
11 地方交付税		2,699,939	112,076	2,812,015
	1 地方交付税	2,699,939	112,076	2,812,015
13 分担金及び負担金		38,306	612	38,918
	1 負担金	38,306	612	38,918
15 国庫支出金		1,348,860	20,376	1,369,236
	1 国庫負担金	526,670	10,716	537,386
	2 国庫補助金	817,185	9,660	826,845
16 県支出金		569,384	543	569,927
	1 県負担金	323,786	5,012	328,798
	2 県補助金	201,536	△4,469	197,067
19 繰入金		248,641	△53,238	195,403
	1 基金繰入金	248,442	△53,238	195,204
21 諸収入		133,226	934	134,160
	4 雑入	129,753	934	130,687
22 町債		1,939,598	△22,900	1,916,698
	1 町債	1,939,598	△22,900	1,916,698
歳　入　合　計		9,693,424	58,403	9,751,827

歳　出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
		千円	千円	千円
1 議会費		91,030	556	91,586
	1 議会費	91,030	556	91,586
2 総務費		1,376,069	94,425	1,470,494
	1 総務管理費	1,239,129	92,737	1,331,866
	2 徴税費	78,847	1,443	80,290
	3 戸籍住民基本台帳費	34,128	245	34,373
3 民生費		2,534,441	26,764	2,561,205
	1 社会福祉費	1,723,509	5,041	1,728,550
	2 児童福祉費	810,932	21,723	832,655
4 衛生費		1,830,418	△24,972	1,805,446
	1 保健衛生費	289,263	△23,331	265,932
	2 清掃費	1,541,155	△1,641	1,539,514
6 農林商工費		88,863	△2,860	86,003
	1 農業費	62,031	△3,462	58,569
	2 商工費	26,832	602	27,434
7 土木費		1,639,623	△44,593	1,595,030
	1 土木管理費	28,607	546	29,153
	2 道路橋梁費	121,490	△39,860	81,630
	4 都市計画費	802,508	△5,891	796,617
	5 住宅費	75,454	612	76,066
8 消防費		257,774	1,129	258,903
	1 消防費	257,774	1,129	258,903
9 教育費		594,795	7,954	602,749
	1 教育総務費	120,483	△3,171	117,312
	3 中学校費	86,980	8,742	95,722
	5 社会教育費	212,188	2,030	214,218
	6 保健体育費	35,445	353	35,798

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
歳　　出　　合　　計		千円 9,693,424	千円 58,403	千円 9,751,827

第２表　繰越明許費補正

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
2　総務費	1　総務管理費	物価高騰対応重点支援地方創生等事業費	48,964
		物価高騰対応重点支援臨時給付金事業費	11,583
4　衛生費	2　清掃費	広域化に伴う仮ストックヤード建設事業	11,000
7　土木費	2　道路橋梁費	道路メンテナンス事業	9,200
	3　河川費	緊急内水対策事業	437,010
合計			517,757

第３表　地方債補正

（単位：千円）

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
2. 清掃工場整備事業債	1,073,300	普通貸借又は証券発行	年５％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定による。但し、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	1,077,100	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
3. 道路整備事業債	59,500				38,500			
6. 旧第三小学校利活用整備事業債	406,100				398,700			
8. 学校教育施設等整備事業債（中学校）	13,200				14,900			
合計	1,939,598				1,916,698			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　括

（歳　入）

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
11 地方交付税	2,699,939	112,076	2,812,015
13 分担金及び負担金	38,306	612	38,918
15 国庫支出金	1,348,860	20,376	1,369,236
16 県支出金	569,384	543	569,927
19 繰入金	248,641	△53,238	195,403
21 諸収入	133,226	934	134,160
22 町債	1,939,598	△22,900	1,916,698
歳　入　合　計	9,693,424	58,403	9,751,827

（歳　出）

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	91,030	556	91,586
2 総務費	1,376,069	94,425	1,470,494
3 民生費	2,534,441	26,764	2,561,205
4 衛生費	1,830,418	△24,972	1,805,446
6 農林商工費	88,863	△2,860	86,003
7 土木費	1,639,623	△44,593	1,595,030
8 消防費	257,774	1,129	258,903
9 教育費	594,795	7,954	602,749
歳　出　合　計	9,693,424	58,403	9,751,827

補正予算額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円 556
46,017			48,408
15,728		612	10,424
△16,600	3,800		△12,172
			△2,860
	△28,400		△16,193
		934	195
△2,613	1,700		8,867
42,532	△22,900	1,546	37,225

２　歳　入

（款）　１１　地方交付税

（項）　１　地方交付税

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 地方交付税	千円 2,699,939	千円 112,076	千円 2,812,015
計	2,699,939	112,076	2,812,015

（款）　１３　分担金及び負担金

（項）　１　負担金

1 民生費負担金	37,440	612	38,052
計	38,306	612	38,918

（款）　１５　国庫支出金

（項）　１　国庫負担金

1 民生費国庫負担金	526,670	10,716	537,386
計	526,670	10,716	537,386

（款）　１５　国庫支出金

（項）　２　国庫補助金

2 衛生費国庫補助金	33,776	△16,600	17,176
3 土木費国庫補助金	404,680	△18,728	385,952

節		説　　明	
区　　分	金　額		
1 地方交付税	千円 112,076	普通交付税	千円 112,076

1 児童福祉費負担金	612	保育所保育料	612

1 児童福祉費負担金	6,747	子どものための教育・保育給付費交付金	6,747
2 被用者児童手当負担金（３歳未満）	180	被用者児童手当負担金（３歳未満）	180
8 被用者児童手当負担金（３歳～中学修了前）	715	被用者児童手当負担金（３歳～中学修了前）	715
10 障害者自立支援給付費負担金	3,000	障害者自立支援給付費負担金（介護給付費）	3,000
22 未就学児均等割保険料負担金	74	未就学児均等割保険料負担金	74

1 保健衛生費補助金	△16,600	新型コロナウイルス感染症予防接種補助金	△16,600
1 道路橋梁費補助金	△18,728	社会資本整備総合交付金	△11,734

１１款　地方交付税　　１３款　分担金及び負担金　　１５款　国庫支出金

（款）　１５　国庫支出金

（項）　　２　国庫補助金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
5 教育費国庫補助金	24,516	△1,742	22,774
6 農林業費国庫補助金	17,690	△1,923	15,767
7 総務費国庫補助金	285,746	48,653	334,399
計	817,185	9,660	826,845

（款）　１６　県支出金

（項）　　１　県負担金

1 民生費県負担金	323,786	5,012	328,798
計	323,786	5,012	328,798

（款）　１６　県支出金

（項）　　２　県補助金

4 農林業費県補助金	12,663	△962	11,701
5 土木費県補助金	84,324	△2,636	81,688
7 教育費県補助金	13,104	△871	12,233
計	201,536	△4,469	197,067

節		説　　明	
区　　分	金　額		
	千円	道路メンテナンス事業補助金	千円 △6,994
3 幼稚園費補助金	△1,742	子育てのための施設等利用給付交付金	△1,742
2 農地費補助金	△1,923	地籍調査事業補助金	△1,923
16 地方創生臨時交付金	48,653	地方創生臨時交付金（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金分）	48,653

2 児童福祉費負担金	3,373	施設型給付費等県交付金	3,373
8 被用者児童手当県負担金（３歳～中学修了前	102	被用者児童手当県負担金（３歳～中学修了前	102
10 障害者自立支援給付費負担金	1,500	障害者自立支援給付費負担金（介護給付費）	1,500
17 未就学児均等割保険料負担金	37	未就学児均等割保険料負担金	37

2 農地費補助金	△962	地籍調査事業補助金	△962
3 河川費補助金	△2,636	特定都市河川浸水被害対策推進事業補助金	△2,636
5 幼稚園費補助金	△871	子育てのための施設等利用給付交付金	△871

１５款　国庫支出金　　１６款　県支出金

（款）　１９　繰入金

（項）　１　基金繰入金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 財政調整基金繰入金	千円 225,864	千円 △53,238	千円 172,626
計	248,442	△53,238	195,204

（款）　２１　諸収入

（項）　４　雑入

2 雑入	111,942	934	112,876
計	129,753	934	130,687

（款）　２２　町債

（項）　１　町債

3 衛生債	1,073,300	3,800	1,077,100
5 土木債	820,100	△28,400	791,700
7 教育債	16,600	1,700	18,300
計	1,939,598	△22,900	1,916,698

節		説　　明	
区　　分	金　額		
1 財政調整基金繰入金	千円 △53,238	財政調整基金繰入金	千円 △53,238

3 消防団員等公務災害及び退職報償金受入金	934	消防団員等公務災害及び退職報償金受入金	934

3 清掃工場整備事業債	3,800	清掃工場整備事業	3,800
1 道路整備事業債	△21,000	道路整備事業	△21,000
10 旧第三小学校整備事業債	△7,400	旧第三小学校利活用整備事業	△7,400
1 学校教育施設等整備事業債	1,700	学校教育施設等整備事業（中学校）	1,700

１９款　繰入金　　２１款　諸収入　　２２款　町債

3　歳　出

（款）　　1　議会費

（項）　　1 議会費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 議会費	91,030	556	91,586				556
計	91,030	556	91,586				556

（款）　　2　総務費

（項）　　1 総務管理費

1 一般管理費	584,126	17,404	601,530				17,404

節・細節 区分	金額	説明	
	千円		千円
2 給料	250	01 議会活動費	235
		3 職員手当等	235
2 一般職給	250	議員期末手当	235
3 職員手当等	306	02 議会管理費	321
		2 給料	250
2 一般職地域手当	15	一般職給	250
		3 職員手当等	71
		一般職地域手当	15
7 議員期末手当	235	一般職期末手当	56
10 一般職期末手当	56		

1 報酬	14,217	02 退職手当組合負担金	1,010
		18 負担金、補助及び交付金	1,010
3 会計年度任用職員報酬	14,217	負担金	1,010
		04 一般管理費（総務）	13,052
2 給料	789	1 報酬	11,776
		会計年度任用職員報酬	11,776
2 一般職給	789	3 職員手当等	1,276
		通勤手当	598
3 職員手当等	1,388	会計年度任用職員期末手当	678
2 一般職地域手当	54	07 秘書管理費	901
		2 給料	789
		一般職給	789
8 特別職期末手当	58	3 職員手当等	112
		一般職地域手当	54
		特別職期末手当	58
12 通勤手当	598		
		16 町内巡回ワゴン運行経費	2,441
		1 報酬	2,441

1款　議会費　　2款　総務費

（款）　　2 総務費

（項）　　1 総務管理費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 会計管理費	15,027	513	15,540				513
8 防犯対策費	9,571	0	9,571	784			△784
11 減債基金費	80,380	26,951	107,331	△2,636			29,587
38 物価高騰対応重点支援地方創生等事業費	77,388	47,869	125,257	47,869			0

節・細節 区分	金額	説明	
	千円		千円
24 会計年度任用職員期末手当	678	会計年度任用職員報酬	2,441
18 負担金、補助及び交付金	1,010		
1 負担金	1,010		
2 給料	484	01 会計管理費	513
		2 給料	484
2 一般職給	484	一般職給	484
		3 職員手当等	29
3 職員手当等	29	一般職地域手当	29
2 一般職地域手当	29		
		財源補正	
24 積立金	26,951	01 減債基金費	26,951
		24 積立金	26,951
1 積立金	26,951	積立金	26,951
11 役務費	59	02 学校給食費負担軽減（教育総務課）	25,902
		11 役務費	8
1 通信運搬費	59	通信運搬費	8
		18 負担金、補助及び交付金	25,894
18 負担金、補助及び交付金	47,810	補助金	25,894
		03 乳幼児食育支援給付金（子育て健康課）	13,664
2 補助金	47,810	11 役務費	51
		通信運搬費	51
		18 負担金、補助及び交付金	13,613
		補助金	13,613
		04 給食食材の価格高騰対策分（教育総務課）	5,645
		18 負担金、補助及び交付金	5,645
		補助金	5,645
		05 給食食材の価格高騰対策分（こども未来課）	1,858
		18 負担金、補助及び交付金	1,858
		補助金	1,858

（款）　　２　総務費

（項）　　１ 総務管理費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	1,239,129	92,737	1,331,866	46,017			46,720

（款）　　２　総務費

（項）　　２ 徴税費

1 税務総務費	71,454	1,443	72,897				1,443
計	78,847	1,443	80,290				1,443

（款）　　２　総務費

（項）　　３ 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	34,128	245	34,373				245
計	34,128	245	34,373				245

節・細節		説　　明
区　　分	金　額	
	千円	千円 06 防犯カメラ設置助成事業（政策調整課）　600 18 負担金、補助及び交付金　600 補助金　600 07 防犯電話購入助成事業（政策調整課）　200 18 負担金、補助及び交付金　200 補助金　200

2 給料	1,362	01 税務一般管理費　1,443 2 給料　1,362 一般職給　1,362 3 職員手当等　81 一般職地域手当　81
2 一般職給	1,362	
3 職員手当等	81	
2 一般職地域手当	81	

2 給料	232	01 戸籍住民基本台帳費　245 2 給料　232 一般職給　232 3 職員手当等　13 一般職地域手当　13
2 一般職給	232	
3 職員手当等	13	
2 一般職地域手当	13	

（款）　　３ 民生費

（項）　　１ 社会福祉費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会福祉総務費	425,288	1,270	426,558	111			1,159
4 社会福祉施設費	25,214	372	25,586				372
5 老人福祉費	52,092	△3,000	49,092				△3,000
11 障害福祉費	668,868	6,000	674,868	4,500			1,500

節・細節 区分	金額	説明	
	千円		千円
2 給料	986	10 社会福祉管理費（社会福祉）	583
		2 給料	550
2 一般職給	986	一般職給	550
		3 職員手当等	33
3 職員手当等	136	一般職地域手当	33
2 一般職地域手当	136	12 社会福祉管理費（高齢福祉）	539
		2 給料	436
		一般職給	436
27 繰出金	148	3 職員手当等	103
		一般職地域手当	103
1 繰出金	148		
		34 国保特会繰出金（未就学児均等割保険料分）	148
		27 繰出金	148
		繰出金	148
1 報酬	286	07 地域福祉事業費	372
		1 報酬	286
3 会計年度任用職員報酬	286	会計年度任用職員報酬	286
		3 職員手当等	67
3 職員手当等	67	会計年度任用職員期末手当	44
24 会計年度任用職員期末手当	44	会計年度任用職員勤勉手当	23
27 会計年度任用職員勤勉手当	23	4 共済費	19
		一般職共済組合負担金	19
4 共済費	19		
3 一般職共済組合負担金	19		
19 扶助費	△3,000	21 老人ホーム入所事業費	△3,000
		19 扶助費	△3,000
1 扶助費	△3,000	扶助費	△3,000
19 扶助費	6,000	21 介護給付費	6,000
		19 扶助費	6,000
1 扶助費	6,000	扶助費	6,000

（款）　　３　民生費

（項）　　１　社会福祉費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
17 総合福祉会館運営費	60,892	399	61,291				399
計	1,723,509	5,041	1,728,550	4,611			430

（款）　　３　民生費

（項）　　２　児童福祉費

1 児童福祉総務費	110,463	364	110,827				364
2 児童福祉施設費	219,722	16,744	236,466	10,120		612	6,012

節・細節 区分	金額	説明	
	千円		千円
2 給料	375	01 総合福祉会館運営費	399
		2 給料	375
2 一般職給	375	一般職給	375
		3 職員手当等	24
3 職員手当等	24	一般職地域手当	24
2 一般職地域手当	24		

2 給料	337	06 児童福祉諸経費	364
		2 給料	337
2 一般職給	337	一般職給	337
		3 職員手当等	27
3 職員手当等	27	一般職地域手当	27
2 一般職地域手当	27		
1 報酬	1,012	01 保育所児童保護費	14,105
		12 委託料	14,105
3 会計年度任用職員報酬	1,012	その他	14,105
		・保育所委託措置業務	14,105
2 給料	1,411	08 心身障害児保育事業費	1,148
		2 給料	1,083
2 一般職給	1,411	一般職給	1,083
		3 職員手当等	65
3 職員手当等	216	一般職地域手当	65
2 一般職地域手当	84	16 子育て世代包括支援センター事業費	1,491
		1 報酬	1,012
		会計年度任用職員報酬	1,012
10 一般職期末手当	72	2 給料	328
		一般職給	328
		3 職員手当等	151

（款）　　３ 民生費

（項）　　２ 児童福祉費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 児童措置費	207,654	1,250	208,904	997			253
5 学童保育費	22,488	1,851	24,339				1,851
6 こども園費	250,605	1,514	252,119				1,514

節・細節 区分	金額	説明	
	千円		千円
11 勤勉手当	60	一般職地域手当	19
		一般職期末手当	72
12 委託料	14,105	勤勉手当	60
5 その他	14,105		
19 扶助費	1,100	03 児童手当給付費（３歳未満）	180
		19 扶助費	180
1 扶助費	1,100	扶助費	180
22 償還金、利子及び割引料	150	06 児童手当給付費（３歳以上中学校修了前）	920
		19 扶助費	920
		扶助費	920
1 償還金	150		
		10 子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)	150
		22 償還金、利子及び割引料	150
		償還金	150
1 報酬	1,590	01 放課後児童対策事業費	1,851
		1 報酬	1,590
3 会計年度任用職員報酬	1,590	会計年度任用職員報酬	1,590
		3 職員手当等	261
3 職員手当等	261	会計年度任用職員期末手当	141
24 会計年度任用職員期末手当	141	会計年度任用職員勤勉手当	120
27 会計年度任用職員勤勉手当	120		
1 報酬	1,236	01 こども園運営費	1,514
		1 報酬	1,236
3 会計年度任用職員報酬	1,236	会計年度任用職員報酬	1,236
		2 給料	252
2 給料	252	一般職給	252
		3 職員手当等	26
2 一般職給	252	一般職地域手当	26
3 職員手当等	26		

（款）　　3　民生費

（項）　　2 児童福祉費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	810,932	21,723	832,655	11,117		612	9,994

（款）　　4　衛生費

（項）　　1 保健衛生費

2 予防費	119,248	△23,600	95,648	△16,600			△7,000
3 環境衛生費	109,365	269	109,634				269
計	289,263	△23,331	265,932	△16,600			△6,731

（款）　　4　衛生費

（項）　　2 清掃費

2 塵芥処理費	1,414,665	△1,641	1,413,024		3,800		△5,441

節・細節		説　　明
区　　分	金　額	
2 一般職地域手当	千円 26	千円

12 委託料	△23,600	26 新型コロナウイルス感染症予防接種費　△23,600 12 委託料　△23,600 その他　△23,600 ・新型コロナウイルス予防接種業務　△23,600
5 その他	△23,600	
1 報酬	232	01 環境衛生費　269 1 報酬　232 会計年度任用職員報酬　232 3 職員手当等　37 会計年度任用職員期末手当　27 会計年度任用職員勤勉手当　10
3 会計年度任用職員報酬	232	
3 職員手当等	37	
24 会計年度任用職員期末手当	27	
27 会計年度任用職員勤勉手当	10	

14 工事請負費	5,110	04 塵芥処理諸経費　△6,751 18 負担金、補助及び交付金　△6,751 一部事務組合負担金　△6,751 ・まほろば環境衛生組合負担金　△6,751
1 建設事業費	5,110	

3款　民生費　　4款　衛生費

（款）　　4　衛生費

（項）　　2 清掃費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	1,541,155	△1,641	1,539,514		3,800		△5,441

（款）　　6　農林商工費

（項）　　1 農業費

1 農業委員会費	11,119	249	11,368				249
2 農業総務費	11,328	489	11,817				489
5 農地費	27,710	△4,200	23,510				△4,200

節・細節		説　　明
区　　分	金　額	
	千円	千円
18 負担金、補助及び交付金	△6,751	07 清掃工場整備費　5,110
		14 工事請負費　5,110
		建設事業費　5,110
4 一部事務組合負担金	△6,751	・仮ストックヤード建設工事　5,110

2 給料	185	01 農業委員会費　249
		2 給料　185
2 一般職給	185	一般職給　185
		3 職員手当等　64
3 職員手当等	64	一般職地域手当　11
		一般職期末手当　42
2 一般職地域手当	11	勤勉手当　11
10 一般職期末手当	42	
11 勤勉手当	11	
1 報酬	183	01 農業総務費（建設課）　489
		1 報酬　183
3 会計年度任用職員報酬	183	会計年度任用職員報酬　183
		2 給料　289
2 給料	289	一般職給　289
		3 職員手当等　17
2 一般職給	289	一般職地域手当　17
3 職員手当等	17	
2 一般職地域手当	17	
7 報償費	△355	02 地籍調査事業費　△4,200

4款　衛生費　　6款　農林商工費

（款）　　6　農林商工費

（項）　　1 農業費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	62,031	△3,462	58,569				△3,462

（款）　　6　農林商工費

（項）　　2 商工費

1 商工振興費	26,832	602	27,434				602
計	26,832	602	27,434				602

（款）　　7　土木費

（項）　　1 土木管理費

1 土木総務費	28,607	546	29,153				546
計	28,607	546	29,153				546

節・細節		説　　明	
区　　分	金　額		
	千円		千円
1 報償費	△355	7 報償費	△355
		報償費	△355
12 委託料	△3,845	12 委託料	△3,845
		調査研究委託	△3,845
2 調査研究委託	△3,845	・地籍調査業務（佐味田）	△3,845

2 給料	568	01 商工振興費	602
		2 給料	568
2 一般職給	568	一般職給	568
		3 職員手当等	34
3 職員手当等	34	一般職地域手当	34
2 一般職地域手当	34		

2 給料	515	02 土木総務費	546
		2 給料	515
2 一般職給	515	一般職給	515
		3 職員手当等	31
3 職員手当等	31	一般職地域手当	31
2 一般職地域手当	31		

6款　農林商工費　　7款　土木費

（款）　　7　土木費

（項）　　2 道路橋梁費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 道路新設改良費	97,146	△39,860	57,286		△21,000		△18,860
計	121,490	△39,860	81,630		△21,000		△18,860

（款）　　7　土木費

（項）　　4 都市計画費

1 都市計画総務費	513,690	△6,528	507,162		△7,400		872

節・細節		説　　明
区　　分	金　額	
	千円	千円
12 委託料	△20,500	01 道路整備費（補助）　△39,860
		12 委託料　△20,500
2 調査研究委託	△7,640	調査研究委託　△7,640
		・路面性状調査業務　△6,900
		・橋梁定期点検業務　△740
3 設計監理委託	△12,860	設計監理委託　△12,860
		・橋梁耐震補強設計業務（平山橋）　△12,860
		14 工事請負費　△19,360
14 工事請負費	△19,360	建設事業費　△19,360
		・道路舗装修繕工事　△18,500
1 建設事業費	△19,360	・橋梁補修工事（第二高塚橋）　△860

1 報酬	232	01 都市計画総務費（旧まちづくり推進課）　603
		2 給料　568
3 会計年度任用職員報酬	232	一般職給　568
		3 職員手当等　35
		一般職地域手当　35
2 給料	568	
		08 空家対策事業費　269
2 一般職給	568	1 報酬　232
		会計年度任用職員報酬　232
3 職員手当等	72	3 職員手当等　37
		会計年度任用職員期末手当　27
2 一般職地域手当	35	会計年度任用職員勤勉手当　10
		09 旧第三小学校跡地等利活用推進事業　△7,400
24 会計年度任用職員期末手当	27	12 委託料　△7,400
		設計監理委託　△7,400
		・第２期工事施工監理業務　△7,400
27 会計年度任用職員勤勉手当	10	
12 委託料	△7,400	

７款　土木費

（款）　　7　土木費

（項）　　4 都市計画費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 公共下水道費	254,834	637	255,471				637
計	802,508	△5,891	796,617		△7,400		1,509

（款）　　7　土木費

（項）　　5 住宅費

1 住宅管理費	75,454	612	76,066				612
計	75,454	612	76,066				612

（款）　　8　消防費

（項）　　1 消防費

1 非常備消防費	235,789	1,129	236,918			934	195
計	257,774	1,129	258,903			934	195

節・細節 区分	金額	説明
	千円	千円
3 設計監理委託	△7,400	
18 負担金、補助及び交付金	625	01 公共下水道費 637 18 負担金、補助及び交付金 625 補助金 625 23 投資及び出資金 12 出資金 12
2 補助金	625	
23 投資及び出資金	12	
1 出資金	12	

2 給料	577	02 住宅管理費 612 2 給料 577 一般職給 577 3 職員手当等 35 一般職地域手当 35
2 一般職給	577	
3 職員手当等	35	
2 一般職地域手当	35	

7 報償費	1,129	01 非常備消防費 1,129 7 報償費 1,129 報償費 1,129
1 報償費	1,129	

7款　土木費　　8款　消防費

（款）　　9　教育費

（項）　　1 教育総務費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 事務局費	119,054	△3,171	115,883	△2,613			△558
計	120,483	△3,171	117,312	△2,613			△558

（款）　　9　教育費

（項）　　3 中学校費

1 中学校管理費	70,446	2,846	73,292		1,700		1,146
2 中学校教育振興費	16,534	5,896	22,430				5,896
計	86,980	8,742	95,722		1,700		7,042

（款）　　9　教育費

（項）　　5 社会教育費

1 社会教育総務費	63,593	975	64,568				975

節・細節 区分	金額	説明	
	千円		千円
3 職員手当等	313	04 事務局費（総務）	313
		3 職員手当等	313
8 特別職期末手当	45	特別職期末手当	45
		一般職期末手当	167
10 一般職期末手当	167	勤勉手当	101
		16 子育てのための施設等利用給付費	△3,484
		19 扶助費	△3,484
11 勤勉手当	101	扶助費	△3,484
19 扶助費	△3,484		
1 扶助費	△3,484		

1 報酬	2,846	04 中学校管理費	2,846
		1 報酬	2,846
3 会計年度任用職員報酬	2,846	会計年度任用職員報酬	2,846
10 需用費	5,896	05 中学校教育振興経費	5,896
		10 需用費	5,896
1 消耗品費	5,896	消耗品費	5,896

1 報酬	392	13 社会教育総務経費（生涯学習課）	608
		1 報酬	106
3 会計年度任用職員報酬	392	会計年度任用職員報酬	106
		2 給料	482

（款）　　9　教育費

（項）　　5 社会教育費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 図書館費	25,816	319	26,135				319
7 文化会館運営費	34,830	736	35,566				736

節・細節 区分	金額	説明	
	千円		千円
2 給料	482	一般職給	482
		3 職員手当等	20
2 一般職給	482	一般職地域手当	20
3 職員手当等	84	23 放課後子ども教室推進事業	367
		1 報酬	286
2 一般職地域手当	20	会計年度任用職員報酬	286
		3 職員手当等	64
		会計年度任用職員期末手当	38
24 会計年度任用職員期末手当	38	会計年度任用職員勤勉手当	26
		4 共済費	17
27 会計年度任用職員勤勉手当	26	一般職共済組合負担金	17
4 共済費	17		
3 一般職共済組合負担金	17		
2 給料	301	01 図書館費	319
		2 給料	301
2 一般職給	301	一般職給	301
		3 職員手当等	18
3 職員手当等	18	一般職地域手当	18
2 一般職地域手当	18		
1 報酬	544	02 文化会館管理費	736
		1 報酬	544
3 会計年度任用職員報酬	544	会計年度任用職員報酬	544
		3 職員手当等	192
		会計年度任用職員期末手当	104
3 職員手当等	192	会計年度任用職員勤勉手当	88
24 会計年度任用職員期末手当	104		

（款）　　9　教育費

（項）　　5 社会教育費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	212,188	2,030	214,218				2,030

（款）　　9　教育費

（項）　　6 保健体育費

1 保健体育総務費	23,297	353	23,650				353
計	35,445	353	35,798				353

節・細節		説　　明
区　　分	金　額	
27 会計年度任用職員勤勉手当	千円 88	千円

1 報酬	286	01 保健体育総務費　353 1 報酬　286 会計年度任用職員報酬　286 3 職員手当等　67 会計年度任用職員期末手当　44 会計年度任用職員勤勉手当　23
3 会計年度任用職員報酬	286	
3 職員手当等	67	
24 会計年度任用職員期末手当	44	
27 会計年度任用職員勤勉手当	23	

議 案 第 ２ 号

令 和 ６ 年 度

河合町国民健康保険特別会計補正予算

（ 第 １ 号 ）

河 合 町

令和６年度河合町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

令和６年度河合町の国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和　７年　３月　５日　提出

河合町長　　森　　川　　喜　　之

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 国民健康保険税		千円 350,840	千円 △148	千円 350,692
	1 国民健康保険税	350,840	△148	350,692
6 繰入金		136,154	148	136,302
	1 繰入金	112,823	148	112,971
歳　入　合　計		1,974,000	0	1,974,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　括

（歳　入）

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
1 国民健康保険税	350,840	△148	350,692
6 繰入金	136,154	148	136,302
歳　入　合　計	1,974,000	0	1,974,000

２　歳　入

（款）　１　国民健康保険税

（項）　１　国民健康保険税

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 国民健康保険税	千円 350,840	千円 △148	千円 350,692
計	350,840	△148	350,692

（款）　６　繰入金

（項）　１　繰入金

5 未就学児均等割保険税繰入金	613	148	761
計	112,823	148	112,971

節		説　　明
区　　分	金　額	
1 現年課税分	千円 △148	千円 国保税現年課税分　△91 後期高齢者支援金分現年課税分　△57

1 未就学児均等割保険税繰入金	148	未就学児均等割保険税繰入金　148

1款　国民健康保険税　　6款　繰入金

議 案 第 3 号

令　和　6　年　度

河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算

（ 第 3 号 ）

河　　合　　町

令和６年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第３号）

令和６年度河合町の後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ４，０００千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ ５４０，９３２千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和　７年　３月　５日　提出

河合町長　　森　　川　　喜　　之

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
		千円	千円	千円
1 後期高齢者医療保険料		450,081	4,000	454,081
	1 後期高齢者医療保険料	450,081	4,000	454,081
歳　　入　　合　　計		536,932	4,000	540,932

歳　出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		千円 532,725	千円 4,000	千円 536,725
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	532,725	4,000	536,725
歳　出　合　計		536,932	4,000	540,932

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　括

（歳　入）

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
1 後期高齢者医療保険料	450,081	4,000	454,081
歳　　入　　合　　計	536,932	4,000	540,932

（歳　出）

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
2 後期高齢者医療広域連合納付金	532,725	4,000	536,725
歳　出　合　計	536,932	4,000	540,932

補正予算額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円 4,000
			4,000

2　歳　入

（款）　1　後期高齢者医療保険料

（項）　1　後期高齢者医療保険料

目	補正前の予算額	補正予算額	計
2 普通徴収保険料	千円 200,046	千円 4,000	千円 204,046
計	450,081	4,000	454,081

節		説　　明
区　　分	金　額	
1 現年度分	千円 4,000	現年度分普通徴収保険料　千円 4,000

1款　後期高齢者医療保険料

3　歳　出

（款）　　2　後期高齢者医療広域連合納付金

（項）　　1 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 後期高齢者医療広域連合納付金	532,725	4,000	536,725				4,000
計	532,725	4,000	536,725				4,000

節・細節		説　　明
区　　分	金　額	
	千円	千円
18 負担金、補助及び交付金	4,000	01 後期高齢者医療広域連合納付金　4,000 18 負担金、補助及び交付金　4,000 負担金　4,000
1 負担金	4,000	

２款　後期高齢者医療広域連合納付金

議 案 第 4 号

令 和 6 年 度

河合町水道事業会計補正予算

（ 第 2 号 ）

河　　合　　町

令和６年度河合町水道事業会計補正予算（第２号）

（総　則）

第１条　　令和６年度河合町水道事業会計の補正予算（第２号）は、次の定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第２条　　予算第３条中、収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

	支　　出		
（科　目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
第１款　事業費用	553,818 千円	2,569 千円	556,387 千円
第１項　営業費用	535,361 千円	2,569 千円	537,930 千円
第１目　原水及び浄水費	333,923 千円	440 千円	334,363 千円
第２目　配水及び給水費	68,295 千円	1,022 千円	69,317 千円
第４目　総係費	39,835 千円	1,107 千円	40,942 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第３条　　予算第８条中の職員給与費　48,238 千円を、50,807 千円に改める。

令和　７年　３月　５日　提出

河合町長　　森　川　喜　之

令和６年度河合町水道事業会計補正予算実施計画（第２号）

収益的支出

支　　出

（単位：千円）

款　　項	目	補正前の額	補正額	計	備　　考
1.事業費用		553,818	2,569	556,387	
1.営業費用		535,361	2,569	537,930	
	1.原水及び浄水費	333,923	440	334,363	人事院勧告に伴う人件費の増額
	2.配水及び給水費	68,295	1,022	69,317	人事院勧告に伴う人件費の増額
	4.総係費	39,835	1,107	40,942	人事院勧告に伴う人件費の増額

議 案 第 5号

令 和 6 年 度

河合町下水道事業会計補正予算

（ 第 4 号 ）

河　　合　　町

令和６年度河合町下水道事業会計補正予算（第４号）

（総　則）

第１条　　令和６年度河合町下水道事業会計の補正予算（第４号）は、次の定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第２条　　予算第３条中、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収　　入

（科　目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
第１款　下水道事業収益	723,577 千円	625 千円	724,202 千円
第２項　営業外収益	489,076 千円	625 千円	489,701 千円
第３目　他会計補助金	140,118 千円	625 千円	140,743 千円

支　　出

（科　目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
第１款　下水道事業費用	723,577 千円	625 千円	724,202 千円
第１項　営業費用	667,881 千円	625 千円	668,506 千円
第５目　総係費	25,600 千円	625 千円	26,225 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第３条　　予算第４条中、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収　　入

（科　目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
第１款　資本的収入	314,560 千円	12 千円	314,572 千円
第４項　出資金	100,151 千円	12 千円	100,163 千円
第１目　他会計出資金	100,151 千円	12 千円	100,163 千円

支　　出

（科　目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
第１款　資本的支出	449,111 千円	12 千円	449,123 千円
第２項　企業債償還金	332,601 千円	12 千円	332,613 千円
第１目　企業債償還金	332,601 千円	12 千円	332,613 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第４条　　予算第８条中の職員給与費　18,375 千円を、19,000 千円に改める。

令和　７年　３月　５日　提出

河合町長　　森　川　喜　之

令和６年度河合町下水道事業会計補正予算実施計画（第４号）

収益的収入及び支出

収　　入

（単位：千円）

款　　項	目	補正前の額	補正額	計	備　　考
1.下水道事業収益		723,577	625	724,202	
2.営業外収益		489,076	625	489,701	
	3.他会計補助金	140,118	625	140,743	人事院勧告に伴う人件費増額

支　　出

（単位：千円）

款　　項	目	補正前の額	補正額	計	備　　考
1.下水道事業費用		723,577	625	724,202	
1.営業費用		667,881	625	668,506	
	5.総係費	25,600	625	26,225	人事院勧告に伴う人件費増額

資本的収入及び支出

収　　入

（単位：千円）

款　　項	目	補正前の額	補正額	計	備　　考
1.資本的収入		314,560	12	314,572	
4.出資金		100,151	12	100,163	
	1.他会計出資金	100,151	12	100,163	企業債元金償還金不足分の補正による増額

支　　出

（単位：千円）

款　　項	目	補正前の額	補正額	計	備　　考
1.資本的支出		449,111	12	449,123	
2.企業債償還金		332,601	12	332,613	
	1.企業債償還金	332,601	12	332,613	企業債元金償還金不足分の補正による増額

議案第１２号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求めます。

令和　７年　３月　５日

河合町長　　森　川　喜　之

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（河合町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正）

第１条　河合町議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年３月河合町条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第２条第４項ただし書中「。以下」を「。第２０条において」に改め、同条第１０項中「以下」を「第１２条第５項において」に、「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第５項中「及び第２９条」を削り、同項の表第３８条第１項第１号の項中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第１７条第１項各号列記以外の部分中「以下」を「第３項において」に改め、同条第２項第１号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第１８条第１項中「議会の保有する」を削り、同条第２項中「この章において」及び「この章及び第４８条において」を削る。

第２７条第２項中「この章において」を削る。

第３１条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３２条第３項中「この章において」を削る。

第３８条第１項ただし書中「この章において」を削り、同条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３９条第３項中「この章において」を削る。

第４７条中「第４章」を「前章」に改める。

第４８条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

第２条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年１２月河合町条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改め、同条第３号中「第２条第１２項」を「第２条第１３項」に改め、同条第４号中「第２条第１４項」を「第２条第１５項」に改める。

（河合町税条例の一部改正）

第３条　河合町税条例（昭和２９年４月河合村条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第３６条の２第９項中「第２条第１５項」を「第２条第１６項」に改める。

第６３条の２第１項第１号中「同条第１５項」を「同条第１６項」に改める。

第８９条第２項第２号及び第１３９条の３第２項第１号中「第２条第１５項」を「第２条第１６項」に改める。

附　則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４６号）附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第１３号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求めます。

令和　７年　３月　５日

河合町長　　森　川　喜　之

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　一般職の職員の給与に関する条例（昭和３２年８月河合村条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第１５条の２第３号及び第４号並びに第１５条の３第１項第１号及び第５項第１号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（河合町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正）

第２条　河合町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和３９年４月河合村条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第６条第１号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（河合町表彰条例の一部改正）

第３条　河合町表彰条例（昭和５８年９月河合町条例第９号）の一部を次のように改正する。

第６条第１号中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

（河合町ラブホテル建築等規制条例の一部改正）

第４条　河合町ラブホテル建築等規制条例（昭和６０年２月河合町条例第６号）の一部を次のように改正する。

第１１条第１項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（河合町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正）

第５条　河合町議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年３月河合町条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第５３条から第５５条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第２条　この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

２　この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によ

ることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

（人の資格に関する経過措置）

第３条　拘禁刑に処された者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処された者は無期禁錮に処された者と、有期拘禁刑に処された者は刑期を同じくする有期禁錮に処された者とみなす。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第４条　刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（令和４年法律第６８号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第１条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第１５条の３第１項（第１号に係る部分に限る。）及び第５項（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第１４号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求めます。

令和　７年　３月　５日

河合町長　　森　川　喜　之

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第１条　職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成６年１２月河合町条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第８条の３第２項中「３歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第４項中「第２項中「３歳に満たない子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第２項」に改める。

第１５条第１項中「定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。（以下同じ。）」を「定める者（第１７条の２第１項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）」に改める。

第１７条の次に次の２条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第１７条の２　任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

２　任命権者は、職員に対して、当該職員が４０歳に達した日の属する年度（４月１日から翌年の３月３１日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第１７条の３　任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）　職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

（２）　介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

（３）　その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第２条　職員の育児休業等に関する条例（平成４年３月河合町条例第１号）の一部を次のように改正する。

第１８条第３項中「第６１条第３２項において読み替えて準用する同条第２９項」を「第６１条の２第２０項」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第８条の３第２項の規定による請求（３歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第１５号

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求めます。

令和　７年　３月　５日

河合町長　　森　川　喜　之

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　一般職の職員の給与に関する条例（昭和３２年８月河合村条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第１５条第２項中「１００分の１２２．５」を「６月に支給する場合には１００分の１２２．５、１２月に支給する場合には１００分の１２７．５」に改め、同条第３項中「「１００分の１２２．５」とあるのは「１００分の６８．７５」」を「、６月に支給する場合には「１００分の１２２．５」とあるのは「１００分の６８．７５」、１２月に支給する場合には「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の７１．２５」」に改める。

第１６条第２項第１号中「１００分の１０２．５」を「、６月に支給する場合には１００分の１０２．５、１２月に支給する場合には１００分の１０７．５」に改め、同項第２号中「１００分の４８．７５」を「、６月に支給する場合には１００分の４８．７５、１２月に支給する場合には１００分の５１．２５」に改める。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第３条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
短時間	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
勤務職	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
員以外	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
の職員	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300

	24	218, 400	259, 400	286, 200	320, 200	346, 200	372, 700	421, 100
	25	220, 000	260, 400	287, 300	321, 700	347, 600	374, 600	422, 700
	26	221, 700	261, 300	288, 500	323, 400	349, 300	376, 500	424, 200
	27	223, 000	262, 200	289, 800	325, 000	350, 900	378, 400	425, 700
	28	224, 300	263, 100	291, 100	326, 600	352, 500	380, 200	427, 200
	29	225, 600	263, 900	292, 400	328, 000	353, 700	381, 700	428, 700
	30	226, 700	264, 700	293, 400	329, 700	355, 200	383, 500	430, 000
	31	227, 800	265, 500	294, 400	331, 400	356, 700	385, 200	431, 300
	32	228, 900	266, 300	295, 500	333, 000	358, 200	386, 800	432, 500
	33	230, 000	267, 000	296, 600	334, 200	359, 900	388, 500	433, 700
	34	231, 100	267, 800	297, 800	336, 100	361, 700	389, 900	435, 000
	35	232, 200	268, 600	298, 900	337, 800	363, 400	391, 300	436, 300
	36	233, 300	269, 300	300, 100	339, 400	365, 100	392, 700	437, 500
	37	234, 400	270, 000	301, 300	340, 900	366, 500	394, 100	438, 700
	38	235, 400	270, 800	302, 600	342, 500	367, 800	395, 300	439, 500
	39	236, 400	271, 600	303, 900	344, 100	369, 000	396, 500	440, 300
	40	237, 300	272, 300	305, 200	345, 700	370, 400	397, 500	441, 100
	41	238, 200	273, 000	306, 500	347, 400	371, 500	398, 600	441, 700
	42	239, 100	273, 800	307, 800	349, 200	372, 400	399, 800	442, 300
	43	239, 900	274, 600	309, 100	351, 000	373, 400	400, 900	442, 900
	44	240, 700	275, 300	310, 400	352, 800	374, 500	402, 000	443, 500
	45	241, 400	276, 000	311, 700	354, 300	375, 300	402, 700	444, 200
	46	242, 000	276, 700	313, 000	355, 700	376, 200	403, 400	445, 000
	47	242, 600	277, 400	314, 300	357, 100	377, 100	404, 100	445, 400
	48	243, 200	278, 100	315, 400	358, 500	377, 900	404, 800	446, 100
	49	243, 800	278, 800	316, 300	360, 000	378, 700	405, 400	446, 600
	50	244, 400	279, 500	317, 600	360, 800	379, 500	406, 000	447, 000
	51	245, 000	280, 200	318, 900	361, 800	380, 300	406, 500	447, 400
	52	245, 500	280, 900	320, 200	362, 800	381, 000	406, 900	447, 800

	53	246, 000	281, 500	321, 400	363, 700	381, 700	407, 300	448, 200
	54	246, 400	282, 200	322, 700	364, 800	382, 400	407, 500	448, 600
	55	246, 700	282, 800	323, 900	365, 700	383, 100	407, 800	449, 000
	56	247, 000	283, 500	325, 100	366, 700	383, 800	408, 100	449, 300
	57	247, 300	284, 100	326, 400	367, 600	384, 300	408, 400	449, 600
	58	247, 600	284, 800	327, 500	368, 300	384, 900	408, 700	450, 000
	59	247, 900	285, 400	328, 600	369, 000	385, 500	409, 000	450, 300
	60	248, 200	286, 100	329, 700	369, 600	386, 200	409, 300	450, 600
	61	248, 500	286, 700	330, 400	370, 000	386, 600	409, 500	450, 900
	62	248, 800	287, 400	331, 300	370, 600	387, 200	409, 800	
	63	249, 100	288, 000	332, 000	371, 300	387, 800	410, 100	
	64	249, 400	288, 500	332, 800	372, 000	388, 300	410, 400	
	65	249, 700	289, 000	333, 600	372, 300	388, 700	410, 600	
	66	250, 000	289, 600	334, 000	373, 000	389, 300	410, 900	
	67	250, 300	290, 100	334, 600	373, 700	389, 900	411, 200	
	68	250, 600	290, 700	335, 300	374, 300	390, 400	411, 500	
	69	250, 900	291, 200	336, 100	374, 600	390, 800	411, 700	
	70	251, 200	291, 700	336, 800	375, 100	391, 300	412, 000	
	71	251, 500	292, 300	337, 500	375, 700	391, 800	412, 300	
	72	251, 800	292, 900	338, 100	376, 300	392, 400	412, 500	
	73	252, 100	293, 400	338, 600	376, 600	392, 700	412, 700	
	74	252, 400	293, 900	339, 200	377, 200	393, 100	413, 000	
	75	252, 700	294, 300	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300	
	76	253, 000	294, 600	340, 300	378, 500	393, 900	413, 500	
	77	253, 300	294, 800	340, 600	378, 900	394, 200	413, 700	
	78	253, 600	295, 100	341, 100	379, 400	394, 500	414, 000	
	79	253, 900	295, 300	341, 500	380, 000	394, 800	414, 300	
	80	254, 200	295, 600	341, 900	380, 500	395, 000	414, 500	
	81	254, 500	295, 800	342, 300	381, 000	395, 200	414, 700	
	82	254, 800	296, 000	342, 800	381, 600	395, 500	415, 000	

	83	255, 100	296, 300	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300	
	84	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500	
	85	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700	
	86	256, 000	297, 100	344, 500	383, 300	396, 500		
	87	256, 300	297, 400	344, 900	383, 700	396, 800		
	88	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100	397, 000		
	89	256, 900	298, 000	345, 600	384, 500	397, 200		
	90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500		
	91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800		
	92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000		
	93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200		
	94		299, 400	347, 400				
	95		299, 700	347, 800				
	96		300, 100	348, 200				
	97		300, 300	348, 400				
	98		300, 600	348, 800				
	99		301, 000	349, 200				
	100		301, 400	349, 500				
	101		301, 600	349, 800				
	102		301, 900	350, 200				
	103		302, 200	350, 600				
	104		302, 500	351, 000				
	105		302, 700	351, 500				
	106		303, 000	351, 900				
	107		303, 300	352, 300				
	108		303, 600	352, 700				
	109		303, 800	353, 200				
	110		304, 200	353, 600				
	111		304, 600	353, 900				
	112		304, 900	354, 200				

	113		305,100	354,700				
	114		305,300					
	115		305,600					
	116		306,000					
	117		306,200					
	118		306,400					
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前再任用短時間勤務職員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考　この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第１７条の３に規定する職員を除く。

第２条　一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第４条第４項及び第５項中「６級以上」を「７級」に改める。

第７条第２項中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号から第６号までを１号ずつ繰り上げ、同条第３項中「前項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき６，５００円、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき１０，０００円とする」を「前項第１号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については１人につき１３，０００円、同項第２号から第５号に該当する扶養親族については１人につき６，５００円とする」に改め、同条第４項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の１項を加える。

５　前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第７条の２を次のように改める。

第７条の２　削除

第７条の３第２項中「１００分の６」を「１００分の４」に改める。

第８条の２第１項第１号中「有料の道路（以下この項及び次項」を「有料の道路（以下この項から第３項まで」に改め、同条第２項第１号中「以下この号に」を「次項に」に、「いう。）。」を「いう。）」に改め、同号ただし書を削り、同項第３号中「（１箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が５５，０００円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、５５，０００円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条中第６項を第７項とし、第３項から第５項までを１項ずつ繰り下げ、第２項の次に次の１項を加える。

３　運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が２以上ある場合においては、その合計額）及び前項第２号に定める額の合計額が１５０，０００円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、１５０，０００円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第１４条の２第３項を同条第４項とし、同条第２項中「前項の規定による勤務１

回につき１２，０００円を超えない範囲内において町長が規則で定める額」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前２項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に１００分の１５０を乗じて得た額）」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

（１）　第１項に規定する場合　同項の勤務１回につき、１２，０００円を超えない範囲内において規則で定める額

（２）　前項に規定する場合　同項の勤務１回につき、６，０００円を超えない範囲内において規則で定める額

第１４条の２中第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　前項に規定する場合のほか、第１３条の２第１項の規定に基づく町長が規則で定める職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後１０時から翌日の午前５時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第１５条第２項中「、６月に支給する場合には１００分の１２２．５、１２月に支給する場合には１００分の１２７．５」を「１００分の１２５」に改め、同条第３項中「、６月に支給する場合には「１００分の１２２．５」とあるのは「１００分の６８．７５」、１２月に支給する場合には「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の７１．２５」」を「「１００分の１２５」とあるのは「１００分の７０」」に改める。

第１６条第２項第１号中「、６月に支給する場合には１００分の１０２．５、１２月に支給する場合には１００分の１０７．５」を「１００分の１０５」に改め、同項第２号中「、６月に支給する場合には１００分の４８．７５、１２月に支給する場合には１００分の５１．２５」を「１００分の５０」に改める。

第１７条の２第１項中「、第７条、第７条の２及び第８条」を「及び第７条」に改め、同条第２項中「、第７条の２」を削る。

第２０条中「、扶養手当」、「、住居手当、通勤手当」、「、管理職手当」及び「、管理職員特別勤務手当」を削る。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第３条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500

	23	216, 800	258, 400	289, 800	331, 400	356, 700	391, 300	440, 300
	24	218, 400	259, 400	291, 100	333, 000	358, 200	392, 700	441, 100
	25	220, 000	260, 400	292, 400	334, 200	359, 900	394, 100	441, 700
	26	221, 700	261, 300	293, 400	336, 100	361, 700	395, 300	442, 300
	27	223, 000	262, 200	294, 400	337, 800	363, 400	396, 500	442, 900
	28	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500	443, 500
	29	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600	444, 200
	30	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800	445, 000
	31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900	445, 400
	32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000	446, 100
	33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700	446, 600
	34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400	447, 000
	35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100	447, 400
	36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	447, 800
	37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200
	38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600
	39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000
	40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300
	41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600
	42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000
	43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300
	44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600
	45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900
	46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700	
	47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000	
	48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300	
	49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500	
	50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800	
	51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100	
	52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400	

	53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600	
	54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900	
	55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200	
	56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500	
	57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700	
	58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000	
	59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300	
	60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500	
	61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700	
	62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000	
	63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300	
	64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500	
	65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700	
	66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000	
	67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300	
	68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500	
	69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700	
	70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000	
	71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300	
	72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500	
	73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700	
	74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500		
	75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800		
	76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000		
	77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200		
	78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500		
	79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800		
	80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000		
	81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200		
	82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500		

	83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800		
	84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000		
	85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200		
	86	256, 000	297, 100	346, 000				
	87	256, 300	297, 400	346, 400				
	88	256, 600	297, 700	346, 800				
	89	256, 900	298, 000	347, 000				
	90	257, 200	298, 300	347, 400				
	91	257, 500	298, 600	347, 800				
	92	257, 800	299, 000	348, 200				
	93	258, 100	299, 200	348, 400				
	94		299, 400	348, 800				
	95		299, 700	349, 200				
	96		300, 100	349, 500				
	97		300, 300	349, 800				
	98		300, 600	350, 200				
	99		301, 000	350, 600				
	100		301, 400	351, 000				
	101		301, 600	351, 500				
	102		301, 900	351, 900				
	103		302, 200	352, 300				
	104		302, 500	352, 700				
	105		302, 700	353, 200				
	106		303, 000	353, 600				
	107		303, 300	353, 900				
	108		303, 600	354, 200				
	109		303, 800	354, 700				
	110		304, 200					
	111		304, 600					
	112		304, 900					

	113		305,100					
	114		305,300					
	115		305,600					
	116		306,000					
	117		306,200					
	118		306,400					
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前再任用短時間勤務職員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考　この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第１７条の３に規定する職員を除く。

（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

第３条　地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和４年１２月河合町条例第２７号）の一部を次のように改正する。

附則第３条第７項中「、第７条、第７条の２及び第８条」を「及び第７条」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条及び第３条の規定は、令和７年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和６年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなす。

（号給の切替え）

４　令和７年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第１の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

５　切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び町長の定めるこれに準じるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和８年３月３１日までの間における扶養手当に関する経過措置）

６　切替日から令和８年３月３１日までの間における第２条の規定による改正後の給与条例（以下「第２条改正後給与条例」という。）第７条の規定の適用については、同条第２項中「（５）重度心身障害者」とあるのは

「（５）重度心身障害者

（６）配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」

と、同条第３項中「１３，０００円」とあるのは「１１，５００円」と、「とする

」とあるのは「、前項第６号に該当する扶養親族については３，０００円とする」とする。

（令和８年３月３１日までの間における地域手当に関する経過措置）

７　切替日から令和８年３月３１日までの間における第２条改正後給与条例第７条の３の規定の適用については、同条第２項中「１００分の４」とあるのは、「１００分の５」とする。

（その他の経過措置の規則への委任）

８　附則第４項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附則別表（附則第４項関係）

号給の切替表

旧号給	新号給				
	３級	４級	５級	６級	７級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9

26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38

55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	

84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				

113	109				

議案第１６号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求めます。

令和　７年　３月　５日

河合町長　　森　川　喜　之

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

（特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第１条　特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和３１年１１月河合村条例第４８号）の一部を次のように改正する。

第６条ただし書中「１００分の１２０」を「６月に支給する場合には１００分の１２２．５、１２月に支給する場合には１００分の１２７．５」に、「１００分の１７０」を「６月に支給する場合には１００分の１７０、１２月に支給する場合には１００分の１７５」に改める。

第２条　特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第６条ただし書中「６月に支給する場合には１００分の１２２．５、１２月に支給する場合には１００分の１２７．５」を「１００分の１２５」に、「６月に支給する場合には１００分の１７０、１２月に支給する場合には１００分の１７５」を「１００分の１７２．５」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和７年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和６年４月１日から適用する。

（期末手当の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

議案第１７号

河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求めます。

令和　７年　３月　５日

河合町長　　森　川　喜　之

河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

（河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正）

第１条　河合町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成２０年９月河合町条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「１００分の１７０」を「、６月に支給する場合には１００分の１７０、１２月に支給する場合には１００分の１７５」に改める。

第２条　河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「、６月に支給する場合には１００分の１７０、１２月に支給する場合には１００分の１７５」を「１００分の１７２．５」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和７年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の河合町議会議員の議員報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和６年４月１日から適用する。

（期末手当の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

議案第１８号

河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求めます。

令和　７年　３月　５日

河合町長　　森　川　喜　之

河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

（河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第１条　河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和２年１月河合町条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第４条関係）

行政職給料表

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	183,500	230,000
2	184,600	231,500
3	185,800	233,000
4	186,900	234,500
5	188,000	236,000
6	189,700	237,500
7	191,300	239,000
8	192,900	240,500
9	194,500	242,000
10	196,200	243,400
11	197,800	244,800
12	199,400	246,200
13	201,000	247,400
14	202,700	248,600
15	204,400	249,800
16	206,100	251,000
17	207,400	252,100
18	209,000	253,200
19	210,600	254,300
20	212,100	255,400
21	213,600	256,400
22	215,200	257,400
23	216,800	258,400
24	218,400	259,400

25	220, 000	260, 400
26	221, 700	261, 300
27	223, 000	262, 200
28	224, 300	263, 100
29	225, 600	263, 900
30	226, 700	264, 700
31	227, 800	265, 500
32	228, 900	266, 300
33	230, 000	267, 000
34	231, 100	267, 800
35	232, 200	268, 600
36	233, 300	269, 300
37	234, 400	270, 000
38	235, 400	270, 800
39	236, 400	271, 600
40	237, 300	272, 300
41	238, 200	273, 000
42	239, 100	273, 800
43	239, 900	274, 600
44	240, 700	275, 300
45	241, 400	276, 000
46	242, 000	276, 700
47	242, 600	277, 400
48	243, 200	278, 100
49	243, 800	278, 800
50	244, 400	279, 500
51	245, 000	280, 200
52	245, 500	280, 900
53	246, 000	281, 500

54	246, 400	282, 200
55	246, 700	282, 800
56	247, 000	283, 500
57	247, 300	284, 100
58	247, 600	284, 800
59	247, 900	285, 400
60	248, 200	286, 100
61	248, 500	286, 700
62	248, 800	287, 400
63	249, 100	288, 000
64	249, 400	288, 500
65	249, 700	289, 000
66	250, 000	289, 600
67	250, 300	290, 100
68	250, 600	290, 700
69	250, 900	291, 200
70	251, 200	291, 700
71	251, 500	292, 300
72	251, 800	292, 900
73	252, 100	293, 400
74	252, 400	293, 900
75	252, 700	294, 300
76	253, 000	294, 600
77	253, 300	294, 800
78	253, 600	295, 100
79	253, 900	295, 300
80	254, 200	295, 600
81	254, 500	295, 800
82	254, 800	296, 000

83	255, 100	296, 300
84	255, 400	296, 500
85	255, 700	296, 800
86	256, 000	297, 100
87	256, 300	297, 400
88	256, 600	297, 700
89	256, 900	298, 000
90	257, 200	298, 300
91	257, 500	298, 600
92	257, 800	299, 000
93	258, 100	299, 200
94		299, 400
95		299, 700
96		300, 100
97		300, 300
98		300, 600
99		301, 000
100		301, 400
101		301, 600
102		301, 900
103		302, 200
104		302, 500
105		302, 700
106		303, 000
107		303, 300
108		303, 600
109		303, 800
110		304, 200
111		304, 600

112		304, 900
113		305, 100
114		305, 300
115		305, 600
116		306, 000
117		306, 200
118		306, 400
119		306, 700
120		307, 000
121		307, 400
122		307, 600
123		307, 900
124		308, 200
125		308, 500

第２条　河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第１８条第４項中「１００分の６」を「１００分の４」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和７年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の会計年度任用職員条例」という。）の規定は、令和６年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払いとみなす。

（令和８年３月３１日までの間における経過措置）

４　令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの間における改正後の会計年度任用職員条例第１８条の規定の適用については、同条第４項中「１００分の４」とあるのは、「１００分の５」とする。

議案第１９号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求めます。

令和　７年　３月　５日

河合町長　　森　川　喜　之

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年１１月河合村条例第４６号）の一部を次のように改正する。

別表第１の１７　町医、校医、学校歯科医、耳鼻眼科医、学校薬剤師の項中「１校につき認定こども園６５，０００円　小学校９５，０００円　中学校９５，０００円」を「歯科検診１回につき（認定こども園）６５，０００円　１校につき（小学校、中学校）　９５，０００円」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第２０号

河合町国民健康保険税条例の一部改正について

河合町国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求めます。

令和　７年　３月　５日

河合町長　　森　川　喜　之

河合町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

河合町国民健康保険税条例（昭和３５年７月河合村条例第８号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項ただし書及び第２３条第１項中「２２０，０００円」を「２４０，０００円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の河合町国民健康保険税条例の規定は、令和７年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和６年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第２１号

河合町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

河合町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求めます。

令和　７年　３月　５日

河合町長　　森　川　喜　之

河合町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

河合町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年１２月河合町条例第１８号）の一部を次のように改正する。

附則第２条を次のように改める。

（職員に関する経過措置）

第２条　当分の間、第１０条第３項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは「修了したもの（その研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から２年以内に当該研修を修了することを予定しているものを含む。）」とする。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第２２号

河合町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

河合町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求めます。

令和　７年　３月　５日

河合町長　　森　川　喜　之

河合町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

河合町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年１２月河合町条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第１６条第１項第２号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

第２９条第２項第３号中「２０人」を「１５人」に改め、同項第４号中「３０人」を「２５人」に改める。

第３１条第２項第３号中「２０人」を「１５人」に改め、同項第４号中「３０人」を「２５人」に改める。

第４４条第２項第３号中「２０人」を「１５人」に改め、同項第４号中「３０人」を「２５人」に改める。

第４７条第２項第３号中「２０人」を「１５人」に改め、同項第４号中「３０人」を「２５人」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　保育士又は保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第２９条第２項、第３１条第２項、第４４条第２項又は第４７条第２項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第２９条第２項、第３１条第２項、第４４条第２項又は第４７条第２項の規定は、なおその効力を有する。

議案第２３号

河合町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

河合町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求めます。

令和　７年　３月　５日

河合町長　　森　川　喜　之

河合町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

河合町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成２７年３月河合町条例第４号）の一部を次のように改正する。

第１４条第１号中「第１４０条の６６第１号ロ（２）」を「第１４０条の６６第１号イ」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第２４号

河合町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

河合町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求めます。

令和　７年　３月　５日

河合町長　　森　川　喜　之

河合町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

河合町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年１２月河合町条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第１５１条第１３項中「、栄養士又は」を「、栄養士若しくは管理栄養士又は」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第２５号

河合町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

河合町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求めます。

令和　７年　３月　５日

河合町長　　森　川　喜　之

河合町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

河合町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（平成２７年３月河合町条例第５号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「法第１１５条の４５第２項から第５項まで」を「法第１１５条の４６第１項」に改める。

第３条第２項中「第１４０条の６６第１号ロ（２）」を「第１４０条の６６第１号イ」に改める。

第４条第１項中「員数」の次に「（地域包括支援センター運営協議会が第１号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同条第３項中「前１項」を「第１項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項各号列記以外の部分中「前項」を「第１項」に改め、同項第１号及び第２号中「前項第１号から第３号まで」を「第１項各号」に改め、同項第３号中「前項第１号」を「第１項第１号」に、「前項第２号」を「同項第２号」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第１号被保険者の数について、おおむね３，０００人以上６，０００人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから２人とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第２６号

河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

河合町消防団員等公務災害補償条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求めます。

令和　７年　３月　５日

河合町長　　森　川　喜　之

河合町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

河合町消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年１０月河合村条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項第２号中「９，１００円」を「９，７００円」に改め、同号ただし書中「１４，２００円」を「１４，５００円」に改め、同条第３項中「又は第３号から第６号までのいずれか」を削り、「２１７円」を「１００円」に、「３３３円」を「３８３円を、第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき２１７円」に改め、同条第４項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「１２，５００」を「１２，９００」に、「１３，３５０」を「１３，７００」に、「１４，２００」を「１４，５００」に、「１０，８００」を「１１，３００」に、「１１，６５０」を「１２，１００」に、「９，１００」を「９，７００」に、「９，９５０」を「１０，５００」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の河合町消防団員等公務災害補償条例第５条第２項及び第３項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた河合町消防団員等公務災害補償条例第５条第１項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第４条第３号に規定する傷病補償年金、同条第４号イに規定する障害補償年金及び同条第６号イに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第２７号

河合町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

河合町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求めます。

令和　７年　３月　５日

河合町長　　森　川　喜　之

河合町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

河合町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和３９年４月河合村条例第２１号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

３０年以上
円 １，３９３，５００
１，２８８，５００
１，１９８，５００
１，１３８，５００
１，０２６，０００
９５８，５００

」を

「

３０年以上３５年未満	３５年以上
円 １，３９３，５００	円 １，５４３，５００
１，２８８，５００	１，４３８，５００
１，１９８，５００	１，３４８，５００
１，１３８，５００	１，２８８，５００
１，０２６，０００	１，１７６，０００
９５８，５００	１，１０８，５００

」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の河合町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和７年４月１日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議案第２８号

河合町水道事業の設置等に関する条例の廃止について

河合町水道事業の設置等に関する条例を別紙のとおり廃止したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求めます。

令和　７年　３月　５日

河合町長　　森　川　喜　之

河合町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例

河合町水道事業の設置等に関する条例（昭和４３年３月河合村条例第１４号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（河合町水道事業給水条例及び河合町水道法施行条例の廃止）

２　次に掲げる条例は、廃止する。

（１）　河合町水道事業給水条例（昭和５６年６月河合町条例第１６号）

（２）　河合町水道法施行条例（平成２５年３月河合町条例第７号）

（河合町情報公開条例の一部改正）

３　河合町情報公開条例（平成１１年３月河合町条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「町長」の次に「（下水道事業の管理者の権限を行う町長を含む。以下同じ。）」を加え、「、上下水道事業管理者」を削る。

第１０条第６号中「及び上下水道事業管理者」を削る。

（河合町個人情報保護法施行条例の一部改正）

４　河合町個人情報保護法施行条例（令和４年１２月河合町条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「町長」の次に「（下水道事業の管理者の権限を行う町長を含む。）」を加え、「、固定資産評価審査委員会及び上下水道事業管理者」を「及び固定資産評価審査委員会」に改める。

（河合町パブリックコメント手続実施条例の一部改正）

５　河合町パブリックコメント手続実施条例（令和４年９月河合町条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「町長」の次に「（下水道事業の管理者の権限を行う町長を含む。）」を加え、「、固定資産評価審査委員会及び上下水道事業管理者」を「及び固定資産評価審査委員会」に改める。

（河合町下水道条例の一部改正）

６　河合町下水道条例（昭和５９年７月河合町条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第２条第２０号中「河合町水道事業給水条例（昭和５６年６月河合町条例第１６号）第３３条」を「奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例（令和７年奈良県広域水道企業団条例第３５号）第２８条」に改める。

第２６条中「毎月徴収」を「隔月徴収」に改め、同条ただし書中「河合町水道事業給水条例」を「奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例」に改める。

第２７条第１項中「河合町水道事業給水条例第３３条」を「奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例第２９条」に改める。

議案第２９号

奈良県広域水道企業団設立準備協議会の廃止に関する協議について

地方自治法第２５２条の６の規定により、令和７年３月３１日をもって、奈良県広域水道企業団設立準備協議会を廃止することについて、関係地方公共団体と協議したいので、議会の議決を求めます。

令和　７年　３月　５日

河合町長　　森　川　喜　之

関係地方公共団体　　奈良県、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、吉野町、大淀町、下市町、磯城郡水道企業団、奈良広域水質検査センター組合

議案第３０号

工事の請負契約について

不毛田川流域内水対策事業調整池整備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めます。

記

工　事　名	不毛田川流域内水対策事業調整池整備工事
契約の方法	一般競争入札
契約金額	３９８，２００，０００円
契約の相手方	共同事業体の名称　㈱森本組・岡田建設㈱特定建設工事共同企業体 代表者 奈良市高天町３８番地３ 株式会社森本組　奈良営業所 所長　仲　井　幸　平 構成員 河合町大字川合８３番地１ 岡田建設株式会社 代表取締役　岡　田　　聡

令和　７年　３月　５日

河合町長　　森　川　喜　之

議案第３１号

河合町道路線の廃止について

河合町道路線を別紙のとおり廃止したいので、道路法第１０条第３項の規定により、議会の議決を求めます。

令和　７年　３月　５日

河合町長　　森　川　喜　之

廃止路線

路線番号	路線名	起　　点	重要な経過地
		終　　点	
06028	市場２８号線	大字川合３４番１+３６番　先	
		大字川合２９番１　先	

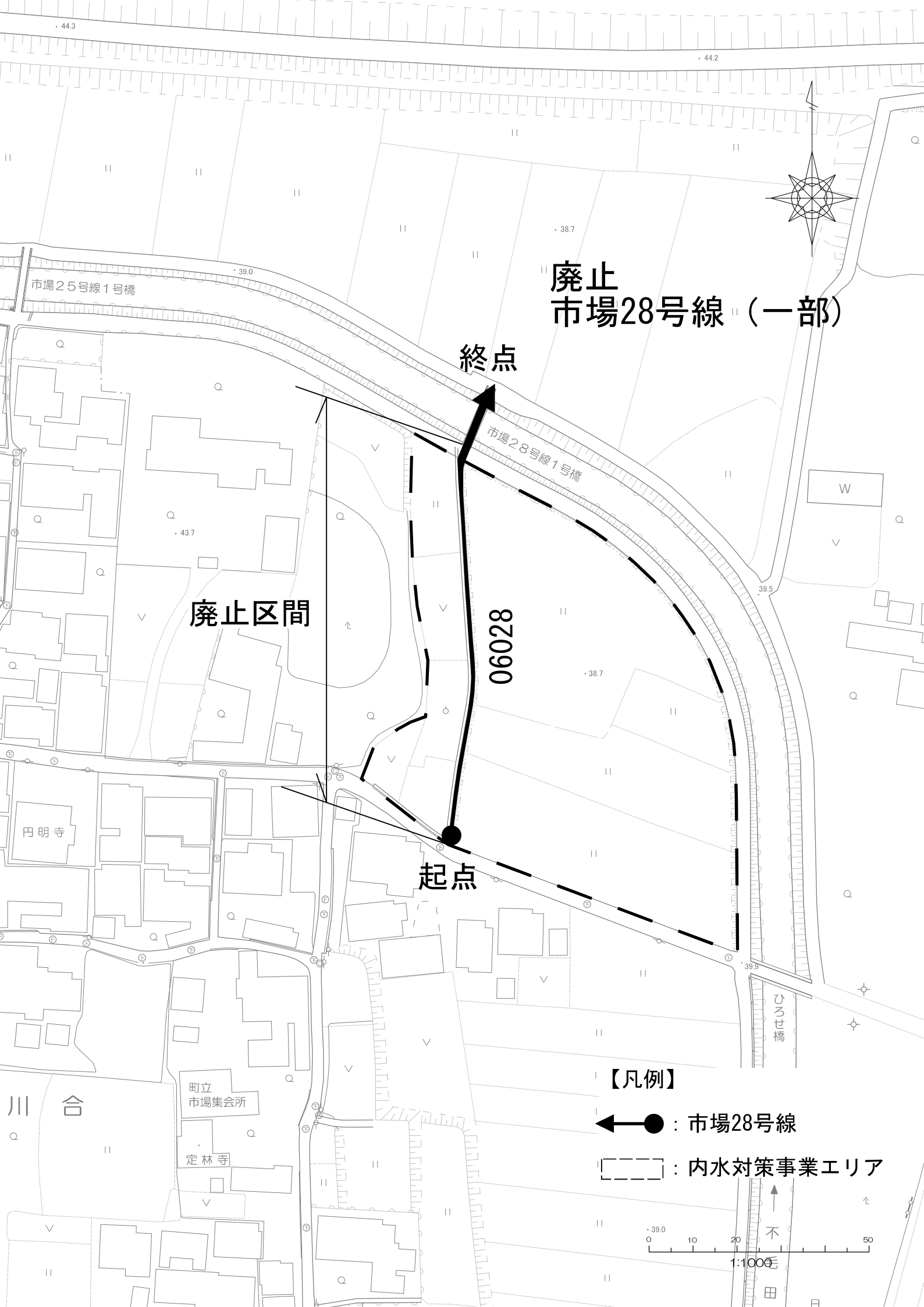
廃止
市場28号線（一部）
終点
起点
廃止区間
06028
市場２５号線１号橋
市場２８号線１号橋
円明寺
町立
市場集会所
定林寺
ひろせ橋
【凡例】
：市場28号線
：内水対策事業エリア
0 10 20 50
1:1000

議案第３２号

河合町総合計画を定めることについて

河合町総合計画を別紙のとおり定めることについて、河合町議会基本条例第２１条の規定により、議会の議決を求めます。

令和　７年　３月　５日

河合町長　　森　川　喜　之

承認第１号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求めます。

令和　７年　３月　５日

河合町長　　森　川　喜　之

専　決　処　分　書

令和６年度河合町一般会計補正予算（第７号）について、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分する。

令和　７年　１月１６日

河合町長　　森　川　喜　之

承 認 第 1 号

令 和 6 年 度

河 合 町 一 般 会 計 補 正 予 算

（ 第 7 号 ）

河　　合　　町

令和６年度河合町一般会計補正予算（第７号）

令和６年度河合町の一般会計補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ ９７，３８８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ ９，６９３，４２４千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和　７年　１月１６日　専決

河合町長　　森　　川　　喜　　之

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
15 国庫支出金		千円 1,271,472	千円 77,388	千円 1,348,860
	2 国庫補助金	739,797	77,388	817,185
18 寄附金		60,000	40,000	100,000
	1 寄附金	60,000	40,000	100,000
19 繰入金		268,641	△20,000	248,641
	1 基金繰入金	268,442	△20,000	248,442
歳　入　合　計		9,596,036	97,388	9,693,424

歳　出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2 総務費		千円 1,278,681	千円 97,388	千円 1,376,069
	1 総務管理費	1,141,741	97,388	1,239,129
歳　出　合　計		9,596,036	97,388	9,693,424

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　括

（歳　入）

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
15 国庫支出金	1,271,472	77,388	1,348,860
18 寄附金	60,000	40,000	100,000
19 繰入金	268,641	△20,000	248,641
歳　入　合　計	9,596,036	97,388	9,693,424

（歳　出）

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	1,278,681	97,388	1,376,069
歳　出　合　計	9,596,036	97,388	9,693,424

補正予算額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円 77,388	千円	千円	千円 20,000
77,388			20,000

２　歳　入

（款）　１５　国庫支出金

（項）　２　国庫補助金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
7 総務費国庫補助金	千円 208,358	千円 77,388	千円 285,746
計	739,797	77,388	817,185

（款）　１８　寄附金

（項）　１　寄附金

1 一般寄附金	60,000	40,000	100,000
計	60,000	40,000	100,000

（款）　１９　繰入金

（項）　１　基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	245,864	△20,000	225,864
計	268,442	△20,000	248,442

節		説　　明
区　　分	金　額	
16 地方創生臨時交付金	千円 77,388	千円 地方創生臨時交付金（価格高騰重点支援地方交付金：低所得者支援枠追加分）　77,388

1 一般寄附金	40,000	一般寄附金（ふるさと納税）　40,000

1 財政調整基金繰入金	△20,000	財政調整基金繰入金　△20,000

１５款　国庫支出金　　１８款　寄附金　　１９款　繰入金

3　歳　出

（款）　　2 総務費

（項）　　1 総務管理費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	564,126	20,000	584,126				20,000
38 物価高騰対応重点支援地方創生等事業費	0	77,388	77,388	77,388			0

節・細節 区分	金額	説明	
	千円		千円
7 報償費	13,600	15 ふるさと納税推進事業費	20,000
		7 報償費	13,600
1 報償費	13,600	報償費	13,600
		11 役務費	6,400
11 役務費	6,400	手数料	6,400
4 手数料	6,400		
1 報酬	1,551	01 物価高騰対応重点支援給付金	77,388
		1 報酬	1,551
3 会計年度任用職員報酬	1,551	会計年度任用職員報酬	1,551
		3 職員手当等	150
3 職員手当等	150	時間外勤務手当	30
		管理職員特別勤務手当	20
3 時間外勤務手当	30	会計年度任用職員費用弁償	100
		4 共済費	443
18 管理職員特別勤務手当	20	一般職共済組合負担金	110
		会計年度任用職員に係る社会保険料	312
26 会計年度任用職員費用弁償	100	会計年度任用職員に係る雇用保険料	21
		10 需用費	450
		消耗品費	200
		印刷製本費	250
		11 役務費	1,324
		通信運搬費	950
		手数料	374
4 共済費	443	12 委託料	2,970
		その他	2,970
3 一般職共済組合負担金	110	・システム改修費	2,970
		18 負担金、補助及び交付金	70,500
4 会計年度任用職員に係る社会保険料	312	交付金	70,500
6 会計年度任用職員に係る雇用保険料	21		
10 需用費	450		
1 消耗品費	200		

（款）　　２ 総務費

（項）　　１ 総務管理費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	1,141,741	97,388	1,239,129	77,388			20,000

節・細節		説　　明
区　　分	金　額	
	千円	千円
4 印刷製本費	250	
11 役務費	1,324	
1 通信運搬費	950	
4 手数料	374	
12 委託料	2,970	
5 その他	2,970	
18 負担金、補助及び交付金	70,500	
3 交付金	70,500	

同意第１号

政治倫理審査会委員の選任について

政治倫理審査会委員に下記の者を選任したいので、河合町政治倫理条例第５条第２項の規定により、議会の同意を求めます。

記

住　　所　　■■■■■■■■■■■■
氏　　名　　髙　林　　昇
生年月日　　■■■■■■■■

令和　７年　３月　５日

河合町長　　森　川　喜　之

参　考

髙　林　　昇　　氏　経歴

（以下閲覧用議案書のため省略します。）

同意第２号

政治倫理審査会委員の選任について

政治倫理審査会委員に下記の者を選任したいので、河合町政治倫理条例第５条第２項の規定により、議会の同意を求めます。

記

住　　所　　■■■■■■■■■■■■
氏　　名　　山　下　栄　二
生年月日　　■■■■■■■■

令和　７年　３月　５日

河合町長　　森　川　喜　之

参　考

山　下　栄　二　氏　経歴

（以下閲覧用議案書のため省略します。）

同意第３号

政治倫理審査会委員の選任について

政治倫理審査会委員に下記の者を選任したいので、河合町政治倫理条例第５条第２項の規定により、議会の同意を求めます。

記

住　　所　　■■■■■■■■■■■■
氏　　名　　樋　口　俊　夫
生年月日　　■■■■■■■■

令和　７年　３月　５日

河合町長　　森　川　喜　之

参　考

樋　口　俊　夫　氏　経歴

（以下閲覧用議案書のため省略します。）

同意第４号

政治倫理審査会委員の選任について

政治倫理審査会委員に下記の者を選任したいので、河合町政治倫理条例第５条第２項の規定により、議会の同意を求めます。

記

住　　所　　■■■■■■■■■■■■
氏　　名　　村　田　雅　信
生年月日　　■■■■■■■■

令和　７年　３月　５日

河合町長　　森　川　喜　之

参　考

村　田　雅　信　氏　経歴

（以下閲覧用議案書のため省略します。）

同意第５号

政治倫理審査会委員の選任について

政治倫理審査会委員に下記の者を選任したいので、河合町政治倫理条例第５条第２項の規定により、議会の同意を求めます。

記

住　　所　　■■■■■■■■■■■■
氏　　名　　中　野　　昇
生年月日　　■■■■■■■■

令和　７年　３月　５日

河合町長　　森　川　喜　之

参　考

中　野　　昇　　氏　経歴

（以下閲覧用議案書のため省略します。）

同意第６号

政治倫理審査会委員の選任について

政治倫理審査会委員に下記の者を選任したいので、河合町政治倫理条例第５条第２項の規定により、議会の同意を求めます。

記

住　　所　　■■■■■■■■■■■■
氏　　名　　福　本　優　子
生年月日　　■■■■■■■■

令和　７年　３月　５日

河合町長　　森　川　喜　之

参　考

福　本　優　子　氏　経歴

（以下閲覧用議案書のため省略します。）

同意第７号

政治倫理審査会委員の選任について

政治倫理審査会委員に下記の者を選任したいので、河合町政治倫理条例第５条第２項の規定により、議会の同意を求めます。

記

住　　所　　■■■■■■■■■■■■
氏　　名　　仲　井　大　雅
生年月日　　■■■■■■■■

令和　７年　３月　５日

河合町長　　森　川　喜　之

参　考

仲　井　大　雅　氏　経歴

（以下閲覧用議案書のため省略します。）